平成２６年（フ）第２２８号
福井県鯖江市糺町27―１―14、住民票上の住所福井県鯖江市小黒町２丁目８番16号
債務者　塩谷　　仁
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
福井県鯖江市糺町27―１―14、住民票上の住所福井県鯖江市小黒町２丁目８番16号
債務者　塩谷　康子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８８号
北海道苫小牧市住吉町２丁目７番８号　住吉ハイムＡ―10
債務者　竹谷　洋二
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９０号
北海道苫小牧市柳町４丁目５番28号　ハイツまるいＮＯ126―106号
債務者　對馬　共美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１００号
北海道勇払郡安平町早来北進75番地49
債務者　佐藤榮津子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番１―603号
債務者　麥倉　志佳
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９３号
青森県八戸市大字尻内町字張田62番地１
債務者　大嶌　　功
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅14―４
債務者　河端　貴則
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅14―４
債務者　河端小百合
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
仙台市泉区寺岡５丁目４番地の17
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目３番地５
債務者　歌書　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台110番地の108
債務者　遠山　武男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第５５号
福島県いわき市石森２丁目７番地の２、前住所福島県いわき市内郷綴町大木下４番地
債務者　四家　　匠
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１９８号
山梨県甲府市塩部４丁目11番Ｊ―304号
債務者　堀松まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
山梨県甲府市蓬沢１丁目２番25号小野アパート107号
債務者　大石　小織
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
山梨県中央市山之神3497番地２　レジデンスＨＩＲＯ101
債務者　米山みどり
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
山梨県甲府市里吉２丁目３番11―343号
債務者　石原　郁子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係